

## 福岡バイオコミュニティ推進会議規約

(名称)

第1条 本会は、「福岡バイオコミュニティ推進会議」と称する。

(目的)

第2条 本会は、産業界、大学等高等教育機関、行政が緊密に連携して、バイオ産業振興に係る研究開発、人材育成、関連企業の集積等を促進し、福岡県におけるバイオコミュニティ形成を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) バイオベンチャー企業等の育成支援に関する事業
- (2) バイオ関連企業誘致等に関する事業
- (3) バイオに関する産学官の連携交流に関する事業
- (4) バイオ産業振興に資するフォーラム、講演会等の開催
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する団体及び個人により構成する。

- (1) バイオ産業関連の研究開発・製造に関する企業及び個人
- (2) バイオ分野の研究・教育を行う大学等高等教育機関及び個人
- (3) バイオ産業を振興する行政機関及びその関係者
- (4) バイオ産業を振興する金融機関及び個人
- (5) その他、第2条の目的に賛同する団体及び個人

(入会)

第5条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

- 2 次の各号の一つに該当するときは、会長は、当該会員を退会させることができる。
  - (1) 本会の規約その他の規則を遵守しないとき
  - (2) 本会の名誉を毀損する行為があったとき
  - (3) その他会員としての活動が継続できないと認められる場合

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 4名以内
- 2 必要に応じ「監事」を置く。
  - 3 会長、副会長及び監事は、会員の中から総会において選任する。
  - 4 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 5 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 6 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(特別顧問)

第9条 本会に特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、九州経済産業局局長、福岡県知事及び久留米市長を充てる。ただし、特別の理由が認められる場合は、この限りではない。
- 3 特別顧問は、本会の運営に関する重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第11条 総会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

- 2 総会においては、本規約で定めるもののほか、本会の事業及び運営に関する基本的事項について報告を行う。

(組織)

第12条 本会の目的を達するために、本会に次の会議体を置く。

- (1) 福岡バイオコミュニティ推進会議企画運営委員会
- (2) 福岡バイオコミュニティ推進会議実行委員会
- 2 各会議体の組織及び所掌事務等については別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費が生じる場合は、原則として補助金等、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、株式会社久留米リサーチ・パークに事務局を置く。

(補則)

第16条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 本規約は、令和4年7月8日から施行し、福岡県バイオ産業拠点推進会議規約は廃止する。